

平成27年4月
尼崎市 長

現場代理人の兼務について

下記の場合は、現場代理人の兼務を可能とします。

1 兼務の対象となる工事及びその条件

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり2,500万円未満の工事（単価契約によるものを除く。）の契約を締結する際、次の要件を全て満たす場合は現場代理人を2件まで兼務できます。

- (1) 尼崎市長(契約・検査課)が発注する工事であること。
- (2) 工事場所が尼崎市内であること。
- (3) 既に契約を締結している工事(単価契約によるものを除く。)の契約金額が、2,500万円未満であること。
- (4) 既に契約を締結している工事で現場代理人の兼務をしていないこと。
- (5) 兼務を認めない工事でないこと。
- (6) 携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- (7) 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
- (8) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

2 兼務する場合の手続き

上記条件を満たす場合には、「現場代理人兼務届」4部を尼崎市資産統括局資産経営部 契約・検査課（契約担当）へ提出してください。

詳細は、「尼崎市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱」を参照願います。

3 適用

平成27年4月以降に発注する建設工事

4 兼務の解除等

上記の条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとします。